

北海道名寄高等学校の部活動に係る活動方針

活動方針策定の趣旨等

- 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道名寄高等学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定する。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- 本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- なお、同好会等の活動が、本校の管理下で顧問(責任者)の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制しない。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の(又は別紙の)部活動を設置する。

野球部、サッカー部、陸上競技部、ソフトテニス部、バスケットボール部、女子バレーボール部、バドミントン部、卓球部、剣道部、スキー部、美術部、吹奏楽部、茶道部、情報技術研究部、新聞局、ボランティア局、図書局、放送局、学友会誌局、家庭クラブ

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。
- 連絡先：nayoro-zO@hokkaido-c.ed.jp
- 担当：教頭

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- 各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参

加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

- ・部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ・校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ・校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ・校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に関かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議等)を定期的に設ける。
- ・校長は、部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等について指導し、徹底させる。
- ・校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ・校長は、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」(平成 30 年 3 月 28 日北海道教育委員会決定)で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)等も踏

まえるよう留意する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・校長は、運動部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、運動部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。
 - スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
 - 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
 - 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
 - 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
 - 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・校長は、文化部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、文化部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。
 - 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
 - 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
 - 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
 - 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
 - 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の活用

- ・校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用するよう指導し、部活動顧問は、当該指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 活動時間の原則

- ア 学期中：原則平日2時間程度 18：30まで（完全下校19：00）。
※冬期外部活の体育館は17：30～19：30（完全下校20：00）を認める（練習試合や大会等を除く）
- イ 週休日等：原則3時間程度 17：30まで（完全下校18：00）（練習試合や大会等を除く）。
- ウ 長期休業中：原則3時間程度 17：30まで（完全下校18：00）（練習試合や大会等を除く）。
※冬期外部活の体育館は17：30～19：30（完全下校20：00）を認める。
- エ 休業日：原則、平日1日、週休日1日の週2日とする。

オ 活動時間の上限

- ・平日週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上、学校閉庁日（年間9日）は休養日とし、年間73日以上を休養日とする。
- ・年間の平均活動時間は平日2時間、休業日3時間程度とする。

(2) 部活動が禁止の期間

- ア 学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長の許可を得る。
- イ 定期考査より一週間前から終了まで
例外 公欠が認められる対外諸活動については活動を認める。（考査日当日は禁止）。
なお、定期考査終了から1週間以内に大会等がある場合、平日放課後1時間程度と土日休日2時間程度の練習は生徒指導部で審議後認める。
- ウ 土曜講習、夏季・冬季休業中の講習のある午前中（連盟協会主催の対外活動については参加可とする。練習試合は禁止）

(3) 部活動の特性に応じた休養日等の設定

積雪のため野外での活動が制限される野球部、サッカー部、陸上競技部、ソフトテニス部、主に冬季に行われるスキー部について、休養日及び活動時間は上記(1)の基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のように実施することもある。

・休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

・活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が3時間程度となるように実施すること。

ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記(1)及び(2)の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

(4) 方針策定・運用に当たっての留意事項

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合

校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合など合わせて、競技力や技能の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

(2) 合同チーム等の編成

部活動顧問は、合同部活動の取組について、例えば、平日は自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否について校長の承認を得ることとし、校長は、関係する校長と協議の上、教育課程との関連を勘案して、実施の可否を判断する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

(3) 地域との連携等

- ・校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ・校長は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規程に則り学校施設開放事業を行う。
- ・校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等(地域からの要請により参加する地域の行事、催し物等を含む。以下同じ。)の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

6 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。

また、部活動顧問は、校長の指導を踏まえ適切な指導を行う。

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること。
- ・部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、校長は部活動顧問に対し、次のことを徹底する。

また部活動顧問は、校長の指導を踏まえ適切に指導を行う。

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長及び部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

上記5の精査に当たっては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

校長及び部活動顧問は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

7 部活動確認事項

(1) 経費について

- ①活動にかかる経費のうち、生徒会費を充当する部分（以下、生徒会費）については、生徒会の規約による会計処理を行う。
- ②各部において生徒会部費以外に生徒から経費を徴収する場合（以下、部費）は、金額については保護者の理解を得た上で決定する。
- ③部費は、生徒会部費と別に帳簿を作成し、1会計年度1回以上（3年生引退時や年度末等各部において設定）の監査（監査は保護者、保護者が困難な場合は管理職（教頭）を充てる）を行い、保護者に対して会計・決算報告を行う。

(2) 大会出場の補助について

- ①高体連、高文連、高野連、**工業クラブ連盟**の主催、共催する大会及び吹奏楽連盟・美術連盟・学校茶道連絡協議会・家庭クラブ連盟の主催、共催する大会及び**国体国民スポーツ大会**に関するものについてを補助対象とする。

- ②ただし、①の中で~~陸上部~~、野球部に対しては年3回以内、その他については年2回以内とする。→高体野文連主催大会に補助できる体制（部に関しては2大会補助を基本）

~~*陸上部については「高校駅伝」に参加する場合にのみ3回目を利用することができる。~~

*美術部については美術連盟主催大会の場合、出品に関わる代金（出品料・送料・授賞式）のみとする。→支出は体文会計。不可能な場合は生徒会会計

*公欠が認められる大会であっても、①に該当しない大会は補助対象とならない。

- ③全道大会・全国大会も同様の回数とする。

*ただし、地区大会と同一の2大会でなくてもよい。

*スキー部については、アルペンとクロスカントリーを別と考え、生徒一人が2大会以内と考える。この考え方を合宿についても当てはめるものとする。

- ④上記①の大会以外で生徒指導部から提案があり、職員会議での審議により参加が認められるものについて、学校長が特に認めたものについては補助することがある。

- ⑤補助対象生徒については、登録された生徒とする。ただし、

ア マネージャーは登録者または登録がない場合、1名まで認める。（団体のみ）

イ 文化系の場合は

美 術：大会要項に従い、参加資格を認められた生徒（佳作以上）

吹奏楽：出場編成人数＋最大7名

新 聞：支部は全員、全道6名程度、全国2名程度

ポスター：支部は顧問判断、全道以上は新聞局と同程度

図 書：支部は顧問判断、全道以上は新聞局と同程度

家 庭：教科活動のため、担当者の意向を尊重→現状では、支部全員、全道6名、全国4名

- ⑥合同チームで①の大会に出場する場合、参加料に関しては参加校で折半した額、補助に関しては本校生徒分とする。

- ⑦補助金額 交通費（公共交通機関代又は借り上げバス代のうち安い方）

支部大会一泊4,000円（宿泊地での交通費を含んでいる）

全道大会一泊4,000円（宿泊地での交通費を含んでいる）

*士別市内の大会ではJR代＋市内循環バス代及び、道北バス士別駅から運動公園前までのバス代を支給する。

* 高体連・高文連に未加入の競技については、一切を補助しない。

(3) 登録料について

① 登録費用は、原則として対外諸活動参加規定第2条の範囲に基づき、団体登録金のみ支給される。

* 第2条では、(2)の①以外に(イ)教育団体等(ウ)各競技団体が主催、共催するものも授業を欠くことがなければ参加できるので、その部活動が関わる各種大会に参加するための協会登録については支出することになる。参加費とは別。

* 高体野文連主催大会の要項に記載されている顧問の登録・参加費・～年刊代は補助する。

* 家庭クラブの登録料について

上川支部登録費(1人70円)＝1年生一教科実習費より支出

2・3年一個人負担として70円徴収する

全道・全国協力費(1人210円)＝体文より支出する

(4) 掛け持ちの禁止について

原則として、生徒は1つの部活動にのみ所属する。

* クラス選出以外の局員については部活動と同様とする。

* クラス選出の局員については補助する。

(5) 合宿について

年間のトータル10泊を限度として参加を認める。ただし、部員の旅費、宿泊費等は支給しない。

(6) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

① 道高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。

② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する。)

③ 保護者承認願いを必要とする場合

日常の部活動で使用している「名寄高校」「人材センター」「スポーツセンター」「健康の森」「市営テニスコート」等以外の場所で活動する場合

④ 「対外活動」の範囲

「保護者承認願い」を必要とするものを「対外活動」とする。

* 練習試合・合宿についても、「保護者承認願い」を必要とする場合は(7)の事項を適用する。

(7) 「対外活動」への参加が出来ない場合

① 直前の定期考査で基準点に満たない教科・科目が3科目以上ある者。

* 中間考査は成績不振者特別指導で合格できればOKとなる。

* 期末考査は評価で赤評価でなければOKとなる。

→ 成績不振科目が2科目以内に解消された段階でOKとなる。(校長決裁後)

② 評価で「1」の教科・科目が3科目以上ある者。

③ HR及び教科・科目の出席率が、参加時点で80%未満の者。

④ 特別指導中の者、或いは30日以内に特別指導を受けた者。

* 特別指導とは、学校長訓告以上である。

- ⑤保護者の同意のない者。
- ⑥服装頭髪指導など学校の指導に従わない者。
- ⑦不祥事を起こした部等の団体。

＊部活動とはまったく違う場面で個人的に起こした不祥事については、部活動としての連帯責任を負うことはない。

- ⑧健康診断により、参加不相当と認められた者。

(8) 大会への参加資格

- ①支部大会及び地区大会への参加は、出場登録者とする。

＊マネージャーについては登録者または登録がない場合は1名まで認める。(団体のみ)

- ②高体連集約大会および高野連夏季大会については、部員全員の参加を認める。

＊大会登録されなかった部員の旅費の補助は学友会からは出ない。

各部活動内で生徒の了承を得て折半する等の対応をおこなう。

- ③全道大会への参加は支部及び地区大会で出場資格を得たものとする。

- ④ア 名寄支部で行われる夏季支部大会および夏季全道大会、旭川市内で行われる夏季全道大会、夏季全国大会については、顧問判断により登録外部員の参加を認め、授業日に当たる際には公欠を認める。

イ 大会参加料、遠征費については登録部員のみとする。顧問は遠征に関わる個人負担が過剰にならないように配慮し、生徒及び保護者に十分説明し、承諾を得るものとする。

- ⑤合同チームでの参加も規程の範囲内で認める。ただし、本校に部があり、人数面でチームが編成できない場合とする。また、日常的(休日)に合同で活動していること。

＊合同チームを編成する場合は、生徒指導部で審議する。

(9) 公欠が認められる大会

部活動・局で日常的に活動している場合以下の大会については、生徒指導部の審議を経なくても、参加することが出来る。

- ①高体連、高文連、高野連の主催、共催する大会
- ②吹奏楽連盟・家庭クラブ連盟の主催、共催する大会
- ③国体国民スポーツ大会に関するもの。

- ④次の大会参加については公欠を認める。~~ただし、旅費・参加費は支給しない。~~

ア 羽球部 全道北海道バドミントン選手権大会(北海道バドミントン協会主催)

イ 卓球部 北海道卓球選手権大会(北海道卓球連盟主催)

ウ 軟庭部 北海道高校ソフトテニス選手権大会(北海道ソフトテニス連盟主催)

エ 排球部 北海道高等学校バレーボール新人大会(北海道バレーボール協会主催)

オ 籠球部 北海道高等学校バスケットボール新人大会(北海道バスケットボール協会主催)

カ 陸上部 北海道陸上競技選手権大会(北海道陸上競技協会主催)

キ スキー部 ジュニアオリンピックカップ 全日本ジュニアスキー選手権大会(全日本スキー連盟主催)

ク サッカー部 U-17 フットサル選手権大会兼 JFA 全日本 U-18 フットサル選手権大会(北海道サッカー協会主催)

ただし、上記大会は、実情に合わせて変わる場合がある。

~~(イ) 羽球部 北海道バドミントン選手権大会 (ロ) 卓球部 北海道卓球選手権大会~~
~~(ハ) 軟庭部 北海道高校インドアテニス選手権大会 (ニ) 排球部 北海道高校バレーボール新~~
~~人大会 (ホ) 籠球部 北海道高校バスケットボール新人大会 (ヘ) 陸上部 北海道陸上競技選~~
~~手権大会 (ト) スキー部 FIS 公認大会(COC を含む) および SAJ 公認(A-B級)大会~~
~~(チ) 蹴球部 U-17フットボール選手権兼~~

(10) 対外活動参加願いについて

- ①大会当日 1 週間前までに生徒指導部（生徒指導部長）まで提出する。
- ②添付書類（保護者承認願い・大会要項など）

(11) 大会結果について

高体野文連（高体連・新人戦）および全道大会以上の大会に参加した場合、全教職員フォルダに結果の入力を行う。

(12) 本校に部がない対外活動参加について

- ①高体連・高文連主催共催の対外活動参加については本人が継続的に活動している状況で対外諸活動参加規程第4条（参加資格）にあてはまらない場合、生徒指導部の審議を経て参加及び公欠を認める。

＊本校部活動に所属している生徒の参加も認める。

＊上記参加が認められた場合、参加料、宿泊費、登録料は補助する。

なお、本校部活動に所属している生徒が他の対外活動に参加する場合は一切の補助はしない。（二重支給となるため）

- ②高体連・高文連に属さない対外活動参加については本人が継続的に活動している状況で対外諸活動参加規程第4条（参加資格）にあてはまらない場合、生徒指導部の審議を経て参加及び公欠を認める。（トランポリン・エアリアルスキー・カーリング・スノーボード等）

＊上記参加が認められても補助は行わない。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。